

第1章 長崎県の歯科保健計画の策定概要

第1章 長崎県の歯科保健計画の策定概要

1. 計画名

歯なまるスマイルプランⅡ（長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画）

【計画名についての考え方】

- 県内において浸透しているこれまでの歯科保健計画名を活かし、事業名やスローガンなどの連続性や推進体制の継続の意味を込めて、「歯なまるスマイルプラン」とし、副題で条例に即して（長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画）としています。
- 本計画名と条文中の名称において、『歯なまるスマイルプラン』^{イコール}『長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画』という位置づけであり、「歯なまるスマイルプラン」という名称を前面に提示する意味は、計画の推進を図るうえで、県民にわかりやすく親しみをもって示すことを意識しています。
- 本計画では、今後計画の見直しに応じて、計画名を「歯なまるスマイルプランⅡ」というように番号をつけていくことで、本県の歯科保健体制の継続性に意味づけることとしています。旧計画は、平成29年度で終期となり、本計画が2期目の計画となり、「歯なまるスマイルプランⅡ」となります。

2. 2期目の歯科保健計画の策定概要

- 本計画は、長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例の第8条に基づく歯科保健計画として位置づけられます。
- 本歯科保健計画では、これまでの歯科保健推進を継続するため、旧計画の「歯なまるスマイルプラン」を踏襲しつつも、時代に応じた施策の充実を図ります。
- 国が示した「歯科口腔保健に関する基本的事項」を参考とし、本県の実情に沿った目標と施策を検討し、本県条例に基づき、市町が「歯・口腔の健康づくり推進計画」を定める際の指針となるような計画とします。
- 1期目の計画では、子どものむし歯対策が重点的に推進され、特にフッ化物洗口によるむし歯予防対策の充実が図られたため、歯なまるスマイルプランⅡ（2期目）では、現行計画のフッ化物によるむし歯予防対策を引き続き行うとともに、歯周病予防対策として、成人期の歯科保健対策の充実重点をおくこととしました。

3. 歯科保健計画の構成

- 総論は、計画の目的、根拠、期間、理念、他の計画との整合性、推進体制、長崎県の歯科保健の現状及び目標、むし歯予防と歯周病の予防方法の考え方等の基本的事項について記載します。
- 各論は、全計画を見直し、ライフステージ対策4項目と社会分野対策2項目（2細目）を記載します

4. 全国的な歯科保健運動「8020運動」^{ハチマルニイマル}

これまで全国的に取り組んできた80歳で自分の歯を20本以上残すことをスローガンとして、「8020運動」を本県も取り組んでいるところですが、国において、すべての国民の生涯を通じた口腔の健康及び口腔機能の維持・向上の観点から更に推進していくことを今後も掲げていることから、本県も同じ意図で推進します。